

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	(仮称) 児童相談システムの開発等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭支援課）

事業の概要

事業名	(仮称) 児童相談システムの導入
担当課	子ども家庭支援課
目的	令和7年10月末に、子ども家庭相談管理システム（以下「現行システム」という。）の事業者による、保守が終了するため、(仮称) 児童相談システムへの移行が必要となっている。また、毎年の相談件数が増加傾向にある中、適切かつ迅速な対応が行えるよう、現行システムの機能に加え、庁内関係部署とデータ連携をすることで、相談機能の強化を図るため。
対象者	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者等又は特定妊婦
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、子育ての不安や悩みを持つ保護者に対して、相談や助言を行うための相談支援を行っており、平成21年度から現行システムを導入し、相談対応を行ってきた。相談対応の件数は年々、増加傾向にあり、児童及び特定妊婦に関する相談・援助履歴を正確に把握するためには、区が保有する住基等（教育、保育及び母子保健分野）の情報とデータ連携をする必要があることから、(仮称) 児童相談システム（以下「新システム」という。）を導入する。現行システムから新システムへ移行するにあたり、これに係る電算処理、当該システムのサービス提供に係る業務委託を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>委託事業者に新システムを区の統合基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う。当該システムを用い、相談支援を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>事業者に新たな新システムを区の統合基盤上に構築させる業務委託及び当該事業者が構築したシステムを、区民サービスを低下させずに安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約40,000件（令和5年12月1日時点）</p> <p>※個人情報の流れは資料76-1のとおり。</p>

件名 (仮称) 児童相談システムの開発について

※太字ゴシック (下線) が、平成20年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課 (担当課)	子ども家庭支援課	
登録業務の名称	(仮称) 児童相談システムの導入	
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者等又は特定妊婦</p> <p>2 記録項目 相談者、児童、親族及び特定妊婦の氏名・性別・続柄・生年月日、住所、年齢、所属 (学校・保育園名等)、学年、勤務先、健康状態、通院先、世帯の状況、国籍、在留資格、相談日、相談種別、相談内容、経過記録</p> <p>3 記録するコンピュータ 統合基盤内 (仮称) 児童相談システム仮想サーバ</p>	
新規開発・追加・変更の理由	新システムを区の統合基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う必要があるため。	
新規開発・追加・変更の内容	<p>1 システム開発 (仮称) 児童相談システムを web システム (パッケージソフトを想定) によって統合基盤に構築する。</p> <p>2 データ移行 現行システムの相談情報を抽出したデータ (いずれも Excel 又は csv 形式) を業務委託により (仮称) 児童相談システムへ移行する。</p> <p>3 データ連携 (庁内部署のみ) 児童相談に関する住基 (氏名、性別、生年月日、住所等)、母子保健 (予防接種、健診情報、EPDS (エジンバラ産後うつ病質問票)、特定妊婦情報、ゆりかご面接、すくすく赤ちゃん訪問等) 及び教育と保育 (児童の所属情報) の情報を統合基盤内でデータ連携する。</p>	
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり	
新規開発・追加・変更の時期	令和6年8月 (予定) 令和6年9月から令和7年9月 (予定) 令和7年10月 (予定)	事業者選定 構築・検証 本稼働

件名 (仮称) 児童相談システムへのデータ移行・保守業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭支援課
登録業務の名称	(仮称) 児童相談システムへのデータ移行・保守業務委託
委託先	未定 (公募型プロポーザル方式による事業者選定により決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	相談者、児童、親族及び特定妊婦の氏名・性別・続柄・生年月日、住所、年齢、所属 (学校・保育園名等)、学年、勤務先、健康状態、通院先、世帯の状況、国籍、在留資格、相談日、相談種別、相談内容、経過記録
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体 (DVD-R 等、統合基盤)
委託理由	現行業務に支障をきたさず、データ移行・保守を正確に実施するためには、専門的な知識・技術等を有する事業者へ委託する必要がある。
委託の内容	(仮称) 児童相談システムへのデータ移行・保守業務委託
委託の開始時期及び期限	令和6年8月 (予定) から令和7年3月31日まで (次年度以降も、保守業務については同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり